

和歌山県警察旗等の制式及び取扱いに関する訓令の制定について（例規）

（制定：平成6年3月30日 務第27号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察旗等の制式及び取扱いに関する訓令（平成6年和歌山県警察本部訓令第21号）を制定し、平成6年4月1日から施行することとしたが、これの解釈及び運用は次のとおりであるので誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

和歌山県警察を表徴し、警察職員の士気の高揚を図るため、和歌山県警察旗及び和歌山県警察略旗（以下「警察旗等」という。）を制定したが、その使用基準、保管及び使用の手続等について必要な事項を定めたものである。

第2 和歌山県警察旗の使用（第3条関係）

- 1 「和歌山県警察が主催する主要な行事」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 年頭視閲式
 - (2) 永年勤続・優秀・優良警察職員表彰式
 - (3) 各種術科大会
- 2 「警察本部長が必要と認めるとき」とは、警察職員の士気高揚及び警察参加の意義を高めるため、警察本部長が適当と認めた場合をいう。

第3 和歌山県警察略旗の使用（第4条関係）

- 1 「保管責任者が必要と認める警察施設に掲げる」とは、警察本部については会議室、警察学校及び警察署については講堂等会議が行われる場所に懸垂することをいう。
- 2 「警察署等が主催する主要な行事」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 各種表彰式
 - (2) 各種入校式
 - (3) 各種術科・スポーツ大会
- 3 「保管責任者が必要と認めたとき」とは、警察職員の士気高揚及び警察参加の意義を高めるため、保管責任者が適当と認めた場合をいう。
- 4 前2及び3に定める和歌山県警察略旗は、行事等を開催する場所に掲げ、又は国旗とともに懸垂して使用するものとする。

第4 警察旗等の保管及び使用上の留意事項

警察旗等の保管及び使用に当たっては、和歌山県警察の象徴であることを認識し、破損、汚損等のないよう特に配慮すること。